

(案)

令和 年 月 日

## 労働者派遣契約（別紙細目）

派遣元の労働者を派遣先に派遣させるにあたって次のとおり合意する。

(派遣先) 堺市北区長曾根町 183 番地 5  
公益財団法人堺市産業振興センター  
理事長 利國 信行

(派遣元)

業務名	堺伝統産業会館販売スタッフ人材派遣業務
業務内容	公益財団法人堺市産業振興センター職員の指示に従い、派遣先における次の業務を行うこと。 主たる業務 ①販売・接客に関する実務 付随する業務 ②商品の発注、陳列、発送、在庫管理、売上の集計等に関する実務 ③釣銭、売上金の管理、レジスターの使用 ④POS システム、ワード（文書作成）、エクセル（基本関数、表計算）等を使用し、ポップ及び各種文書・資料作成及びデータ入力 ⑤展示場見学者への解説及び誘導補助 ⑥その他関連事務
責任の程度	役職なし。稟議文書に関する決裁権限なし。
就業場所	堺伝統産業会館(堺市材木町西 1 丁 1-30)ほかセンターの指定する場所
組織単位（職長）	堺伝統産業会館（館長）
派遣期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
派遣人員	3 人
派遣就業日及び休日	派遣就業日：週 5 日勤務（12 月 29 日～1 月 3 日を除く） 休日：土日祝を含むシフト制
就業時間及び休憩時間	就業時間：午前 9 時 15 分から午後 5 時 45 分まで 休憩時間：就業時間中 60 分間 実働 7 時間 30 分

(案)

時間外労働	実施する場合がある
深夜労働	実施する場合がある
休日労働	実施する場合がある
出張旅費	支給する（派遣労働者が立て替え、派遣元が実費精算を行った後、派遣先に対して派遣料金と併せて請求する。ただし近隣への出張に対しては、派遣先が事前に貸与するプリペイドカードをもって精算することができるものとする。）
教育訓練	制度あり（情報セキュリティ研修【必須】、その他商品知識習得のための研修を行う場合がある。）
福利厚生	食事場所、更衣室の提供
被服貸与	貸与する（業務に支障なく市民に不快な感じを与えない服装で勤務すること）
指揮命令者	堺伝統産業会館 館長
派遣先責任者	堺市産業振興センター 販路開拓課長
派遣先苦情担当者	堺市産業振興センター 販路開拓課 課長補佐
派遣元責任者	
派遣元苦情担当者	
協定対象派遣労働者に限定するか否かの別	協定対象派遣労働者に限定しない
無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	いずれにも限定しない
派遣労働者名簿	派遣元は派遣労働者の名簿を作成し、派遣先に提出するものとする。